

## 重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、ご遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、平成11年3月31日厚生省令第38号（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）第4条に基づき、指定居宅介護支援サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1. 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 よつば会
主たる事務所の所在地	川崎市多摩区西生田5-24-2
代表者名	理事長 大石 崇三
設立年月日	平成24年3月19日
電話番号	044-967-0881
ファクシミリ番号	044-966-8810
ホームページアドレス	<a href="https://yotsubakai.jp">https://yotsubakai.jp</a>

### 2. ご利用事業所の概要

事業所名称	介護相談センター生田広場
介護保険指定事業所番号	神奈川県川崎市指定 第1475402283号
所在地	川崎市多摩区西生田5-24-2
電話番号	044-967-0883
ファクシミリ番号	044-966-8810
開設年月日	平成27年5月1日
管理者の氏名	
サービス提供地域	川崎市

### 3. 事業者が提供する他の事業

#### ①川崎市内の事業

事業の種類	指定年月日	指定事業所番号	定数
デイサービス生田広場	平成25年5月1日	1475401863	18名
ショートステイ生田広場	平成25年5月1日	1475491913	1名
特別養護老人ホーム 生田広場	平成25年5月1日	1475491913	48名
特別養護老人ホーム 生田広場（ユニット型）	平成25年5月1日	1475491921	40名

## ②横浜市内の事業

事業の種類	指定年月日	指定事業所番号	定数
認知症対応型共同生活介護 オリーブの家	平成27年8月1日	1490100300	18名
居宅介護支援事業 オリーブの家	平成27年8月1日	1470103183	140名

## 4. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護・要支援状態にある方に対し、適正な居宅介護支援サービスを提供します。
運営の方針	利用者の意思・人格・意向を尊重し、自立した日常生活を送るために、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。

## 5. 事業所の職員体制

職種	員数	専従	兼務	指定基準	保有資格の内容
管理者	1名		1名	1名	主任介護支援専門員 他
介護支援専門員	1名	1名		1名以上	主任介護支援専門員 他

## 6. 営業日

業務日	月・火・木・金（12月29日～1月3日を除きます）
業務時間	午前9時～午後5時

## 7. 居宅介護支援サービスの内容

居宅介護支援の内容	提供方法	利用者負担額
居宅サービス計画の作成 居宅サービス事業者との 連絡調整 サービス実施状況把握・ 評価 利用者状況の把握 給付管理 要介護認定申請に対する 協力・援助 相談業務	「居宅介護支援サービスの実施方法等について」をご参照下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険適用となる場合には、全額介護保険により負担されますので、利用料を支払う必要はありません。</li> <li>介護保険料の滞納等により保険給付を事業者が受領できない場合、利用者は「居宅介護支援サービスの費用」に定める料金を事業者を支払うものとします。この場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行致します。</li> </ul>

## 8. 居宅介護支援サービスの費用 (当事業所の職員体制で算定の可能性があるもののみ記載)

サービス内容	単位数※	備考
居宅介護支援費 I i1	1,086 単位	要介護 1 または要介護 2 の方
居宅介護支援費 I i2	1,411 単位	要介護 3～5 の方
初回加算	300 単位	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算 I	250 単位	入院当日に病院等職員に必要な情報提供をした場合
入院時情報連携加算 II	200 単位	入院後 3 日以内に病院等職員に必要な情報提供をした場合
退院・退所加算	450～900 単位	退院・退所にあたり病院等の職員と面談を行い、居宅サービス等の利用調整を行った場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整をした場合
通院時情報連携加算	50 単位	利用者が病院等において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

※川崎市の地域区分(2 級地・11.12 円)を各単位に乗じたものがそれぞれのサービス利用料となります。

例：要介護 2 の方の居宅介護支援費・・・1,086(単位)×11.12(円)=12,076(円)

## 9. 居宅介護支援サービスの実施方法等について

### 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

### 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
  - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

- イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する複数の情報を利用者またはその家族に提供し、利用者自身によるサービス事業者の選択が出来るよう支援します。
  - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。また、居宅サービス計画に位置付けられたサービス事業者等について、その位置付けた理由を利用者は求めることが出来ます。
  - エ 訪問介護・(地域密着型)通所介護・福祉用具貸与の居宅サービス利用に際しては、介護支援専門員は前六ヶ月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちそれぞれの居宅サービスが位置付けられた数が占める割合、及びそれぞれの居宅サービス毎の回数のうち同一の事業者によって提供されたものが占める割合(上位三位まで)等について利用者またはその家族に十分な説明を行い、書面による同意を得る事とします。
  - オ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
  - ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
- ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
  - イ 利用者は介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

#### サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

#### 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

#### 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

#### 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において円滑な対応を行えるよう、利用者の疾患等に関する情報について必要に応じ連絡をとらせて頂きます。また、入院時には、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を医療機関側にお伝え頂きますようお願いいたします。

#### 虐待の防止について

- ① 事業所の管理者は、虐待防止に関する担当を行うものとします。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、必要な研修を定期的実施します。
- ③ 虐待防止のための指針の整備を行います。
- ④ サービス提供中に養介護事業従事者や養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、高齢者虐待防止法の趣旨に則り速やかに通報等の適切な対応を行います。

#### 衛生管理について

- ① 事業所において感染症が発生・まん延しないように事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備を行います。

#### 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 研修及び訓練を定期的実施するとともに、必要に応じて当該計画の見直し・変更を行います。

10. 苦情等申立先

事業所相談窓口	窓口担当者 ご利用時間 月・火・木・金 午前9時～午後5時 電話：044-967-0883
多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	川崎市多摩区登戸1775-1 電話：044-935-3266
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会 (神奈川県社会福祉協議会)	横浜市神奈川区反町3-17-2 電話：045-311-8861
神奈川県国民健康保険団体連合会	横浜市西区楠町27-1 電話：045-329-3447

居宅介護支援のサービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日

(事業所) 所在地 川崎市多摩区西生田5-24-2  
名称 介護相談センター 生田広場

説明者名

私は、本書面に基づいて、重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(利用者)

住所  
氏名

(利用者の家族等)

住所  
氏名  
続柄